ビジネスジェットの使用手続簡略化	ジェネラルアビエーション（企業・団体や個人が利用する自家用機等）が東京国際空港（羽田空港）を利用する場合、最長で10日間まで留め置くことができることとする。 ※その他の空港については、各空港の定める手続による。	「ジェネラルアビエーションによる東京国際空港の利用について」（平成24年６月28日国空戦略第25号）	平成24年９月１日施行（措置済）	国土交通省
既存工場増築に関わる建築規制の緩和	既存不適格建築物について、増改築部分が現行基準に適合し、既存部分が現行基準に準ずる基準（耐震診断基準等）に適合する場合等には、既存部分の延べ面積の２分の１を超える大規模な増改築を可能とする。	建築基準法第86条の７ 建築基準法施行令第137条の２	平成24年９月20日施行（措置済）	国土交通省
70MPa水素スタンドに対応した技術上の基準や例示基準の整備	70MPa燃料電池自動車に水素を充填するための圧縮水素スタンドに係る技術基準を整備するために、省令等を改正し、市街地に70MPa圧縮水素スタンドを建設することを可能とした。	一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号） コンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号）製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年通商産業省告示第291号） 一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（内規）（平成24年12月26日付け20121204商局第６号） コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（内規）（平成24年12月26日付け20121204商局第７号）	省令・告示：平成24年11月26日 内規：平成24年12月26日	経済産業省
例示基準に記載された使用可能鋼材の拡大	水素スタンドで使用可能な鋼材について、水素が鋼材に与える影響を考慮した安全な鋼材を一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（内規）等の例示基準に例示し、使用可能鋼材を拡大した。	一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（内規）（平成24年12月26日付け20121204商局第６号）	平成24年12月26日	経済産業省
		コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（内規）（平成24年12月26日付け20121204商局第７号）		
太陽光発電施設の系統連系に係る迅速な手続の明文化	再生可能エネルギー等の系統連系協議に係る電力会社の標準処理期間の短縮化等について、「系統情報の公表の考え方」（平成24年12月資源エネルギー庁）において整理するとともに、電力系統利用協議会ルールへ反映（平成25年２月）。 具体的には、申請件数の大半を占める発電出力50kW未満の電源については新たに１ヶ月の標準処理期間を定めた（発電出力50kW以上500kW未満の太陽光等の電源については、現行３ヶ月となっているものを２ヶ月に短縮）。	一般社団法人電力系統利用協議会「電力系統利用協議会ルール」	平成25年２月19日	経済産業省
電気事業法第17条第１項の規定による特定供給の供給先に関する規制緩和	特定供給を行う際の組合の設立については、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」において「当該供給者及び当該相手方の出資額により適正に組合が設立されていること」が要件として定められていたが、当該審査基準の規定を削除し、出資の有無にかかわらず許可を行うことができることとした。	電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等	平成25年６月20日	経済産業省
住宅敷地内におけるＰＬＣ（Power Line Communications）屋外通信の規制緩和と高速通信方法のガイドライン制定	広帯域電力線搬送通信設備の屋外利用に必要な環境整備を図るため、電波法施行規則第44条、無線設備規則第59条他、関連条文を改正し、屋外広帯域電力線搬送通信設備に関する技術基準等を定める。	電波法施行規則第44条、無線設備規則第59条等	平成25年９月	総務省
太陽光発電所に係る電気主任技術者の選任要件の緩和	自家用電気工作物に関し、電気主任技術者の外部委託を可能とする発電設備の出力範囲を、1,000kW未満から2,000kW未満（太陽電池、風力、水力、火力（燃料電池を除く。）に限る。）まで引き上げた。	電気事業法施行規則（平成７年10月18日通商産業省令第77号） 平成15年経済産業省告示第249号	平成25年６月28日施行・公表	経済産業省

附　則

この基本方針の変更は閣議決定の日から施行する。ただし第二の５の①の改正規定、同③の改正規定（同③のウ）中「推進WGへ」を「本部へ」に改め、「、推進WGを通じ」を削る部分及び同③のエ）中「推進WG」を「本部」に改める部分を除く。）、同④の改正規定、同⑤のⅰ）のイ）並びにエ）及び同⑤のⅱ）の改正規定、第二の６の②の改正規定、第三の２の①の改正規定、第三の３の③の改正規定、第三の５の②の改正規定、第四の改正規定、第五の１の④の改正規定及び第六の改正規定は、総合特別区域法の一部を改正する法律（平成25年６月21日法律第53号）附則第１条第１号に掲げる規定の施行の日から施行する。